

羽咋市墓地公苑 使用の注意事項

1 次のような場合は所定の様式により届出てください。

- (1) 墓地の新設又は改造する場合 墓地工事着手届（設計図添付）
※ 墓の高さは2.5mの制限があります。
- (2) 遺骨を埋葬する場合 墓地収蔵改葬届（火葬許可書又は改葬許可書添付）
- (3) 住所・本籍を変更した場合 墓地使用者住所等変更届
- (4) 使用許可書を忘失した場合 墓地使用許可書再交付申請書
- (5) 相続人が承継して使用する場合 墓地承継使用届
- (6) 墓地を使用しなくなった場合 使用墓地返還届又は墓地返還届兼使用料還付申請書
※ 原状に回復して、返還しなければなりません。

2 次のような場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用者が死亡し、承継者がいないとき。
- (2) 墓地を墓の設置以外の目的に使用したとき。
- (3) 使用墓地を譲渡又は転貸したとき。
- (4) 使用者の住所が不明のまま20年を経過したとき。
- (5) 墓地に関する法令、条例等に違反したとき。

3 墓地の管理

- (1) 常に使用墓地の清浄を維持すること。
- (2) 墓その他設備に危険の恐れがあり、又は異常が生じたときは、速やかにその処置を講ずること。

4 墓地公苑内での禁止行為

- (1) 工作物、植物、その他の施設設備を損傷又は汚損しないこと。
- (2) 土石を採取又はその土地の形質を変更しないこと。
- (3) 鳥獣類を捕獲又は殺傷しないこと。
- (4) ごみ、その他の汚物を捨てる等、環境の保持を妨げる行為をしないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れないこと。
- (6) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) たき火その他の火災を生じるおそれのある行為をしないこと。
- (8) はり紙又は広告類を表示しないこと。
- (9) 墓地公苑の使用又は管理上支障をきたす行為をしないこと。

5 使用料の還付について

特別な理由があると認められる場合は、使用許可を受けた日から期間に応じて、使用料の一部を還付いたします。

【問い合わせ先】 羽咋市環境安全課 電話 (0767) 22-7137